

# 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

## 1 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

## 2 内容

### 目標1 子どもを育てる職員が利用できる短時間勤務制度や休暇制度の利用促進

〈対 策〉

- 小学校就学前の子を持つ職員が利用できる短時間勤務制度の周知・啓発を図る。
- 育児短時間勤務の時間区分の拡充をはかり、職員の子育てと仕事の両立支援ができるよう柔軟に対応する。
- 育児短時間勤務を取得せず勤務する職員のサポートを目的とした養育両立支援休暇制度の利用促進を図れるよう周知・啓発を図る。
- 小学校1年生から小学校3年生までの子を持つ職員が、子の養育のために外部の資源(配偶者・親・学童保育等)を利用することが困難など、理事長が定める要件に該当する場合に利用できる短時間勤務制度の周知・啓発を図る。

### 目標2 子どもの看護等のための休暇制度の利用促進

〈対 策〉

- 義務教育終了までの子を持つ職員が利用できる子の看護のための休暇制度の対象範囲を感染症に伴う学級閉鎖になった子の世話、子の入園(学)式及び卒園(業)式の参加に拡充し、休暇制度の利用促進を図れるよう周知・啓発を図る。

### 目標3 男性職員が育児休業を取得しやすい職場環境の整備

〈対 策〉

- 男性職員が出生時育児休業を含めた育児休業を取得しやすい職場環境となるよう意識づくりに努める。
- 職場全体で対象職員の育児休業の取得を支援するよう業務分担の見直し等に努める。
- 計画期間における、男性労働者の育児休業取得率が30%以上を維持するように努める。

#### **目標4 超過勤務縮減にむけた啓発**

〈対 策〉

- 超過勤務縮減にむけた意識啓発を行うとともに、業務のDX化や合理化等を行い、計画的かつ効率的な業務の遂行を図る。
- 各施設毎に超過勤務縮減目標を設定するとともに、目標が達成されるよう進捗状況の把握・管理を行う。
- 計画期間における、フルタイムの労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月10時間未満を維持するように努める。

#### **目標5 年次休暇取得日数の向上**

〈対 策〉

- 年次休暇の時季指定を活用するなど、年10日以上年次休暇を付与した職員が1年以内に5日以上年次休暇を取得できるよう各施設において計画的な取得を促進する。
- 週休日等と年次休暇による連続休暇の取得促進にむけた周知・啓発を図る。

#### **目標6 若年者に対する職業体験等の利用の促進**

〈対 策〉

- 地域の小中学生・高校生を対象に福祉学習、施設見学、大学生等を対象に福祉授業、サテライトゼミの開催、インターンシップの受け入れなど、福祉の職業体験ができる施設・体制であることをホームページ等に掲載し、若年者の職場体験の受け入れの促進を図る。

#### **目標7 職員が働きやすい職場環境づくりのためにハラスメント防止対策を推進**

〈対 策〉

- 職員就業規則等に各種ハラスメント(パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント、育児休業等に関するハラスメント、レイシャルハラスメント)の防止に関する規定を追加するとともに、理事長が定める事業団のハラスメント指針の周知・徹底を図ることで、働きやすい職場環境をつくる。